

電子データによる構造適判審査の実施について

構造計算適合性判定を当センターに申請予定の案件について、電子データによる審査が2024年4月より可能となります。

なお、構造適判申請予定の案件については、本申請時に手戻りなく円滑に手続きが進められるよう、事前相談や事前審査を積極的に実施しておりますので、ご理解をお願いいたします。

1. 構造適判申請図書等(電子データ)の提出

(1)構造適判申請にあたり、事前に計画概要(棟毎の構造、規模等)をメールまたは電話でご連絡ください。

・ご連絡は、電子データ提出の3日前を目安にお願いします。

(2)判定申請図書等の電子データを送信ください。

・お客様が利用されているファイル転送ツールにより、電子データを送信ください。

・画質の劣化により不鮮明となることを避けるため、CAD図面等の電子データはPDF形式に直接変換してください。

(紙面をスキャンしてPDF形式に変換する場合は、解像度にご注意ください。)

2. 構造適判申請図書等(電子データ)の体裁等

PDF形式で以下のとおり、プロテクトが解除された電子データを作成してください。

- ① 構造計算適合性判定申請書 【施行規則別記第十八号の二様式】 ※1
- ② <代理人を定める場合> 委任状
- ③ 建築計画概要書(第一面～第三面) 【施行規則別記第三号様式】
- ④ 意匠図(付近見取図、配置図、各階平面図、床面積求積図、2面以上の立面図・断面図、地盤面積算定表)
- ⑤ 構造図
- ⑥ 構造計算書一式 ※2、※3、※4
- ⑦ <構造設計一級建築士の関与を要しない場合> 安全証明書
- ⑧ <大臣認定を受けた構造方法等がある場合> 大臣認定書写し(別添含む)

※1 様式末尾の記載要領を確認してご記入ください。

※2 複数棟の申請がある場合は、棟毎に作成してください。

※3 目次(中項目を標準)に対応した「しおり」(PDF形式)を作成してください。

※4 「大臣認定プログラムを使用する手数料区分の構造計算適合性判定申請」につきましては、当分の間引き受けを休止しておりますので、ご理解をお願いいたします。

【送信・お問い合わせ先】

(一財)秋田県建築住宅センター 審査課

TEL 018-836-7851

e-mail kouzou@akjc.or.jp